

2026 年 9 月 16 日

広島電鉄株式会社

路面電車 8 号線の速度向上について

広島電鉄株式会社（本社：広島県広島市中区、代表取締役社長：仮井康裕）では、電車の速達性向上に向け、2026 年 3 月から 6 月までの間、お客様が乗車しない状態の車両を用いた速度向上試験を実施していましたが※、安全性に問題がないと判断し、この度、最高速度時速 50 キロメートルでの営業運転を開始します。

なお、道路上を自動車と並走する区間において時速 40 キロメートルを超えた営業運転（お客様が乗車した状態での運転）を実施することは、全国初となります。以下、概要をお知らせします。

※ 実施済みの速度向上試験の詳細は、[2026 年 3 月 3 日付の案内](#)をご覧ください。

■内 容

対象路線：8 号線

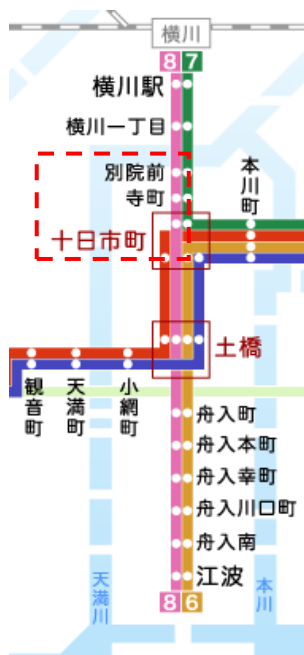
対象車両：1000 形車両

上記の対象路線かつ対象車両での運転時に限定して、十日市町停留場から別院前停留場間で、最高速度が時速 40 キロメートルから時速 50 キロメートルになります。

※交通信号や道路状況などをふまえて運転するため、必ず時速 50 キロメートルで運転するものではありません。

※同区間を運転する 7 号線（横川駅～広島港）や、8 号線を 1000 形以外の車両で運転する場合の最高速度は、従来どおり時速 40 キロメートルです。

対象区間 8 号線（十日市町～別院前）



8 号線運行本数
 （横川駅～江波）
 平日 58 往復
 土曜休日 48 往復

※1000 形は、このうち
 15 往復程度

1000 形車両のイメージ



速度向上試験中
 十日市町 ↔ 別院前
 最高速度 時速 **50** キロ

■実施時期

2026 年 9 月 18 日（金）始発から

■備考

この取り組みは、国土交通省、警察庁、有識者や軌道事業者で構成される「路面電車の速度向上に係る検討会」における検証の一環として行います。

なお、路面電車の最高速度は軌道運転規則で毎時四十キロメートル以下と定められており、当社から国土交通省に軌道運転規則の例外取扱い許可申請を提出し、許可を受けて実施するものです。

■今後について

今回の十日市町停留場と別院前停留場間を運転する 8 号線の 1000 形車両での実施に続き、同区間の 7 号線(横川駅～広島港)での実施を目指します。

また、将来的には対象路線や対象車両を拡大していくことにより、電車の速達性向上を図るだけでなく、並走する自動車と電車の速度差が低減することにより、電車と自動車との接触事故の減少も期待いたします。

以 上